

第17回総会 議事録

開催日時 令和3年11月30日(火曜日) 午後1時33分

開催場所 小松島市役所 4階 大会議室

(農業委員)

1番 一柳 泰徳	3番 錦野 伸策	4番 谷崎 徹	7番 廣田 由美
8番 豊田 泉朱	9番 谷崎 賢二	11番 江崎 恵子	12番 増井 道宏
13番 服部 雅基	15番 舩越 康博	16番 關 藤子	17番 森 博之
18番 高井 トミエ	19番 青木 正廣		

(農業委員の欠席者)

2番 竹内 信行	5番 金西 章	6番 栗本 謙二	10番 矢野 伸二
14番 川瀬 益栄			

(農地利用最適化推進委員の出席)

2区 柳川 昌弘	3区 島田 正明	3区 松下 傳	4区 石原 美史
5区 宮田 芳和	5区 辻 義徳	6区 庄野 敏彦	6区 橋本 春男
7区 小松 晃	7区 徳山 守	8区 内多 泰美	9区 岡崎 勢一
9区 吉積 幸二	10区 宮城 仁	10区 里村 雅博	

(出席者)

次 長 杉本 弘恵 主 任 安部 裕介

議 案

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- 議案第3号 農用地利用集積計画案審議について
- 議案第4号 農地移動適正化斡旋について
- 議案第5号 非農地証明願について

議案外

- 報告第1号 農地法第5条の規定による許可の取下願について
- 報告第2号 利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について
- 報告第3号 農地中間管理権が設定された農用地の利用配分計画書について

開会開始時間 午後1時33分

議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会第17回総会を開催いたします。
議事に入る前に、議事録署名者に、3番 錦野委員、9番 谷崎委員をご指名いたします。
よろしく願いいたします。
なお、2番 竹内委員、5番 金西委員、6番 栗本委員、10番 矢野委員、14番 川瀬委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

議長

それでは、議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

議案書の2ページをお開きください。

議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」

申請件数は1件、1筆です。

議長

ありがとうございました。
事務局は、整理番号1番の審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。
整理番号1番は、労力不足による所有権移転の申請です。
申請地は、田1筆、面積917㎡です。

譲渡人と譲受人は、もともと知り合いです。このたび、労力不足により譲渡人が農地を手放すことを考えていた折、申請地に隣接し住宅を構えている譲受人が購入してくれることとなり、今回の農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長

担当の江崎委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

10番 江崎委員

立江町の江崎です。

ここは、立江の〇〇神社の通りで、いつも通っているところなんですけど、田んぼとは知らなかったです。前から〇〇さんが管理してくださっていたので、何も問題はありません。

よろしくご審議お願いいたします。

議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号1番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号1番については、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第1号を終了いたします。

引き続き、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

議案書の3ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」

申請件数は、5件、5筆です。

議長

ありがとうございます。

事務局は、整理番号1番の審議内容を説明してください。

事務局（次長）

整理番号1番について説明いたします。

転用目的は、自動車整備車輛敷地でございます。

譲受人は、申請地に隣接する事務所、工場の建物と、車両置き場において、自動車整備修理及び販売業を営業しております。申請地はその営業地に隣接し、当該地は自動車整備修理後の第2駐車場施設として利

用するものであります。

申請地は国道バイパスに接し、営業所と一体として利用し、現状は整備後の車両置き場が手狭であり、事業に必要なものであるとともに、地域住民の利便に寄与することから、このたび、農地法第5条許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域内の農業振興地域内にある農地ですが、もともと農用地区域の定めがない農地で、白地です。

農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で、2種農地と判断されます。

当案件は国道レベルの敷地であり造成はせず、現況の状態を整地の上碎石敷きとするため、資金等の証明書は添付されておりません。

申請にかかる用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、現況の状態で利用し、土砂等の流出、堆積、崩壊などの被害が出ないように、必要な措置を行います。

土地造成はせず、整地の上、粒調碎石敷とし、〇〇水利組合からの排水同意書が添付されております。また、雨水排水については、自然浸透と既存の排水側溝へ排水処理することといたします。

なお、付近の農地等への被害はないと思われませんが、万一被害が発生した場合は、転用者が責任を持って解決することといたします。

以上のことから、整理番号1番については、許可やむを得ないと考えます。

以上です。

議長

ありがとうございます。

担当の江崎委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

10番 江崎委員

立江町の江崎です。

問題はないと思います。ご審議お願いいたします。

議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号1番については、原案どおり可決相当と認めます。
引き続き、事務局は整理番号2番の審議内容を説明してください。

事務局（次長）

整理番号2番について説明いたします。
転用目的は、資材置場でございます。

譲受人は、現在建設業、主に水道等の公共工事を主たる事業として行っていますが、現在の資材置場は狭く、業務効率、今後の事業継続を考えてもっと広い敷地が必要であり、以前から資材置場としての適地はないかを探しておりました。また、現在の資材置場は住宅地内にあるため、夜間工事等の際には近隣に迷惑をかける状況となっております。土砂等を置くこともできないので、その都度知り合いに頼み遊休地に仮置きさせてもらわないといけない状況でありました。以前から適地を探していましたが、候補としては阿南市内の土地等で、事業所の近郊では全く適当の土地は見つからなかったのですが、市内で、事業所からも近く、面積も資材を保管するのに適した大きさの土地がこのたび見付き、譲渡人の同意も得られたため、このたび農地法第5条許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域内の農業振興地域内にある農地ですが、農振除外済みです。

農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で、2種農地と判断されます。

転用を行うために必要な資力については、〇〇銀行〇〇支店の残高証明証が添付されており、申請にかかる用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

また、申請地の農地転用申請を行うに当たり、〇〇土地改良区に問い合わせたところ、申請地は平成16年11月に地区除外申請がされており、意見書交付には至らなかった旨、譲受人からの上申書が添付されております。

なお、〇〇協議会からの雨水排水同意書、〇〇土地改良区からの雨水排水承諾書が添付されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、現状地盤にて整地し、碎石を敷き詰め、雨水排水のみでおい等もないため被害は生じないものと思われまます。

なお、付近の農地等への被害はないと思われまますが、万一被害が発生した場合は、転用者が責任を持って解決するとのこととす。

以上のことから、整理番号2番については、許可やむを得ないと考えまます。

なお、担当の栗本委員は本日欠席ということで聞いておりましたが、委員からは、この件については特に問題はないということで伺っておりました。

以上です。

議長

ありがとうございます。
それでは、整理番号2番の審議に入ります。
何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。
質疑がないようですので、整理番号2番については、原案どおり可決相当と認めます。
続いて、整理番号3番から5番については、同一の転用目的となりますので、申請内容を一括して説明、審議したいと思います。異議はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

異議がないようですので、事務局は整理番号3番から5番の申請内容について、説明してください。

事務局（次長）

整理番号3番から5番の申請内容について説明いたします。
転用目的は、店舗（コンビニエンスストア）です。

賃借人は、現在コンビニエンスストアを全国的にチェーン経営しており、徳島県内でも多数の店舗を展開しております。申請地は、交通量が多い国道及び県道に面し、十分な駐車場の面積が確保できる土地であること、坂野町の地域住民の便益に資すること、交差点の角地で十分な集客が見込めること、土地所有者が農地の処分や有効利用を検討していたところ、当社のコンビニエンスストアへの農地の転用に関して貸人よりこのたび同意が得られたため、このたび農地法第5条許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域内の農業振興地域内にある農地ですが、5月14日に農振除外済みです。

農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。

転用を行うために必要な資力については、〇〇銀行〇〇店の残高証明証が添付されており、申請にかかる用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

また、〇〇土地改良区の意見書が添付されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、山土で盛り土をし、造成高は、申請地北側の国道55号と同じ高さまたはそれ以下とし、雨水の流れには十分配慮します。申請地の周囲にはコンクリート構造物を新設し、敷地内には排水溝を設置して、雨水・雑排水・汚水の処理には万全を期します。また、雑排水・排水については、合併式浄化槽にて処理します。

なお、申請地地先に位置する水路については、床版橋を設置して安全に車両が通行できるようにする予定です。

なお、付近の農地等への被害はないと思われませんが、被害防除については、万全の処置を講じ、万一被害が発生した場合は、転用者が責任を持って解決するとのことです。

以上のことから、整理番号3番から5番については、許可やむを得ないと考えます。

なお、先ほども申しましたように、整理番号3番から5番の3筆については、転用について、第1種農地の例外規定でありますので、徳島県農業会議の常設審議委員会への諮問案件となっておりますので申し添えます。

なお、担当の川瀬委員は本日欠席ということで聞いておりますが、委員からは、この件については特に問題はないということで伺っております。

以上です。

議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号3番、整理番号4番、整理番号5番の審議に入ります。

何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号3番、整理番号4番、整理番号5番については、原案どおり可決相当と認めます。

以上で議案第2号を可決いたします。

引き続き、議案第3号 「農用地利用集積計画案審議について」

事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

議案書の4ページをお開きください。

議案第3号 「農用地利用集積計画案審議について」

申請総数は、32件、77筆です。

農用地利用集積計画案審議は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否について判断を依頼されたものです。

審議内容について、ご説明いたします。

今回利用権設定の申し出のあった農地については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしていると考えます。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められる

こと、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

5ページからの総括表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。
なお、所有権移転（総括表）につきましては、11ページに記載されておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございます。
ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。
それでは、議案第3号の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。
質疑がないようですので、議案第3号については、可決と認めます。
引き続き、議案第4号「農地移動適正化斡旋について」、
事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

それでは、議案書の12ページをお開きください。

議案第4号「農地移動適正化斡旋について」

申請総数は、2件、2筆です。

議長

事務局は、整理番号1番、整理番号2番について、申請内容を説明してください。

事務局（次長）

整理番号1番、整理番号2番について説明いたします。
斡旋に係る申出書一式並びに現地確認を行いました。すべて完備しておりました。
なお、所在地図については、それぞれ13ページに記載してあります。
別紙①②所在位置図について、ご確認ください。

少し補足させていただきますと、令和2年4月1日施行の国の農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正がなされたことを受けて、小松島市においても農地移動適正化あっせん基準及び基準細則の一部改正を行いました。

簡単に説明いたしますと、改正前は「農業委員の中からあっせん委員2名を指名し」となっていたのが、この改正に伴い、「農地利用最適化推進委員の中からあっせん委員1名以上を指名し」と改正させていただきました。

よって本市斡旋基準により斡旋を行いたいと思いますので、斡旋委員2名のご指名をお願いします。

議長

それでは、幹旋委員を私の方からご指名いたします。
整理番号1番については、宮城委員と里村委員が、また整理番号2番についても、同じく宮城委員と里村委員が、地元及び近隣の地区担当委員となりますので、幹旋委員に指名いたします。
ご異議ございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。それでは、整理番号1番の審議に入ります。
何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。
質疑がないようですので、整理番号1番については、原案どおり可決と認めます。
続きまして、整理番号2番の審議に入ります。
何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。
質疑がないようですので、整理番号2番については、原案どおり可決と認めます。
以上で議案第4号を可決いたします。

引き続き、議案第5号「非農地証明願について」、
事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

それでは、議案書の14ページをお開きください。

議案第5号「非農地証明願について」

申請総数は、1件、1筆です。

議長

事務局は、整理番号1番について、申請内容を説明してください。

事務局（次長）

それでは、整理番号1番について説明させていただきます。

平成8年4月13日付けの国土地理院の地図、及び現地確認の結果、隣接宅地と一体利用し、宅地の一部として使用されていることを確認いたしております。

整理番号1番の案件については、農地への復元が不可能、困難であり、人的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、農地行政上支障がないと認められます。

なお、地区担当及び周辺地区担当である青木会長、高井委員、内多委員には事前にご確認をいただいております。

以上のことから、証明書の交付については、やむを得ないと考えます。

以上です。

議長

ありがとうございます。

担当の高井委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

18番 高井委員

大林町の高井でございます。

今事務局でおっしゃったとおり、宅地に使われているようです、そのとおりでございますので、よろしくご審議お願いします。

議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号1番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号1番については、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第5号を可決いたします。

以上で、議案についての審議を終了いたします。

それでは、引き続き、議案外に移ります。

- 報告第1号 「農地法第5条の規定による許可の取下願について」
- 報告第2号 「利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について」
- 報告第3号 「農地中間管理権が設定された農用地の利用配分計画書について」

議案外について事務局より報告をお願いします。

事務局（次長）

議案書の15ページをお開きください。

報告第1号『農地法第5条の規定による許可の取下願について』

申請件数1件、2筆です。

整理番号1番、整理番号2番につきましては、農業用施設での5条許可申請が令和3年1月5日に県の方に提出されておりましたが、取下げ許可願が9月17日第153号で出ておりました。

県の方より、11月11日付け農林第1069号で取下げ許可通知書が出ましたので、報告いたします。

事務局（次長）

つづきまして、議案書の16ページをお開きください。

報告第2号『利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について』

届出件数7件、17筆です。

各々、賃貸人と賃借人の協議のもと、合意解約に必要な書類、および利用権設定にかかる合意解約申出書に双方の署名・捺印がされ、提出されております。

添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、専決処分により届出を受理しました。なお、17ページ以降に詳細を記載してありますので、ご確認ください。

事務局（次長）

つづきまして、議案書の19ページをお開きください。

報告第3号『農地中間管理権が設定された農用地の利用配分計画書について』

届出件数1件、3筆です。

公益財団法人徳島県農業開発公社より、農用地利用配分計画の認可について、令和3年11月9日付け、徳島県指令農林第22号にて事務局に通知がありました。認可年月日は令和3年11月9日です。

20ページに詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上で議案外の報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局より議案外3件について報告がありました。

何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。

引き続き、その他の案件の協議に移ります。

「令和3年度後期分 農業振興地域整備計画の変更について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（次長）

令和3年度後期分小松島農業振興地域整備計画の変更（いわゆる農振除外ですが）、これに係る意見、農地転用許可の見込み等について、小松島市農林水産課より農業委員会に意見照会がきております。

今回の除外申請件数は、6件、10筆です。

また、編入件数につきましては、9件、14筆です。

事務局（次長）

農業振興地域整備計画については、優良農地の確保と計画的な農業振興を図るため、市が策定している計画でございます。

この農用地区域に指定された農地「いわゆる青地」については、農業の用途以外の目的に使用することが制限されておりまして、農地以外に転用をして使用したい場合は、まず農用地区域からの除外「いわゆる白地」とする必要があるございます。

この手続きの流れの中で、市は農協や土地改良区、農業委員会等にそれぞれの意見を確認することとなっておりますので、今回のような意見照会による確認が行われまして、縦覧公告や異議申し立て、県との協議等の手続きへと進んでまいります。

順調に手続きが進みますと6ヶ月程度で計画変更が承認され、そのあと農地転用の申請書が提出される見込みでございます。

農業委員会では、除外申請地が農地転用申請を行うことを前提とした場合、「農地区分や変更目的、計画面積等が適切であること」、「農業上の効率的な利用、農地の集団や耕作に支障を及ぼすおそれがないこと」等を確認のうえ、農地転用の見込み等についての意見書を提出することとなります。

委員各位におかれましては、農業上の効率的な利用、農地の集団や耕作に支障を及ぼすおそれがないか等、現地を直接ご確認いただきまして、担当委員としての意見のご提出をお願いいたします。

なお、提出期限は、12月14日（火）までとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

今回提出されている案件の担当委員は7名です。

除外については、整理番号1番、整理番号2番は栗本委員（2件2筆）、

整理番号3番は高井委員（1件1筆）、整理番号4番は江崎委員（1件5筆）、整理番号5番は矢野委員（1件1筆）、整理番号6番は森委員（1件1筆）、編入については、整理番号1番が江崎委員（1件3筆）、整理番号2番は服部委員（1件、4筆）、整理番号3番は豊田委員（1件1筆）、整理番号4番 豊田委員（1件1筆）、整理番号5番 豊田委員（1件1筆）、整理番号6番 豊田委員（1件1筆）、整理番号7番 豊田委員（1件1筆）、整理番号8番 豊田委員（1件1筆）、整理番号9番 豊田委員（1件1筆）でございます。

以上の皆さんは、担当委員としての意見のご記入をよろしくお願いいたします。

説明については、以上です。

議長

ただいま事務局から説明がありました。
何かご質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認めます。
担当委員さん、よろしくお願いいたします。
以上で、「令和3年度後期分 農業振興地域整備計画の変更について」を終わります。
以上で、本日の審議はすべて終了いたしました。
これにて、第17回総会を閉会いたします。この後、事務局より事務連絡がございますので、よろしくお願いいたします。

総会終了 午後 1 時 59 分

議事録署名委員

3番 錦野 伸策

9番 谷崎 賢二